

揮発油税法基本通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後			改 正 前		
(定義)			(定義)		
第1条 この通達において用いる用語の意義は、 下表に定めるところによる。			第1条 この通達において用いる用語の意義は、 下表に定めるところによる。		
順 号	用語	意 義	順 号	用語	意 義
1 ～ 12	(省略)		1 ～ 12	(同左)	
13	<u>沖特法</u>	<u>沖縄の復帰に伴う特別措置 に関する法律(昭和46年法律 第129号)</u>		<u>(新設)</u>	
14	<u>沖特令</u>	<u>沖縄の復帰に伴う国税関係 法令の適用の特別措置等 に関する政令(昭和47年政令第 151号)</u>		<u>(新設)</u>	
15	炭化水素	租特法第88条の6第1項《み なし揮発油等の特例》、租特 令第47条《掲名石化製品及び 用途》及び同令第47条の4第 2項第1号《指定用途》に規 定する炭化水素	13	炭化水素	租特法第88条の6第1項《み なし揮発油等の特例》、租特 令第47条《掲名石化製品及び 用途》及び同令第47条の4第 2項第1号《指定用途》に規 定する炭化水素
16	炭化水素油	法第2条第1項《定義》、法 第6条《揮発油等とみなす場 合》及び租特法第88条の6第 1項に規定する炭化水素油	14	炭化水素油	法第2条第1項《定義》、法 第6条《揮発油等とみなす場 合》及び租特法第88条の6第 1項に規定する炭化水素油
17	単一の炭化 水素	租特法第88条の6第1項及 び租特令第47条の4第2項 第1号に規定する単一の炭 化水素	15	単一の炭化 水素	租特法第88条の6第1項及 び租特令第47条の4第2項 第1号に規定する単一の炭 化水素
18	揮発油	法第2条第1項に規定する 揮発油(法第6条、租特法第 88条の6第1項又は同条第 2項の規定により揮発油と みなされる物を含む。)	16	揮発油	法第2条第1項に規定する 揮発油(法第6条、租特法第 88条の6第1項又は同条第 2項の規定により揮発油と みなされる物を含む。)
19	課税済みの	揮発油税が課された又は課	17	課税済みの	揮発油税が課された又は課

改 正 後			改 正 前		
	揮発油	されるべきことが明らかである揮発油		揮発油	されるべきことが明らかである揮発油
20	未納税免税の揮発油	法第14条第1項又は法第14条の2第1項《未納税移出又は未納税引取》の規定により揮発油税を免除された又は免除されるべきことが明らかである揮発油	18	未納税免税の揮発油	法第14条第1項又は法第14条の2第1項《未納税移出又は未納税引取》の規定により揮発油税を免除された又は免除されるべきことが明らかである揮発油
21	輸出免税の揮発油	法第15条第1項《輸出免税》の規定により揮発油税を免除された又は免除されるべきことが明らかである揮発油	19	輸出免税の揮発油	法第15条第1項《輸出免税》の規定により揮発油税を免除された又は免除されるべきことが明らかである揮発油
22	灯油	揮発油のうち、44に掲げる「灯油の規格」を有するもの	20	灯油	揮発油のうち、42に掲げる「灯油の規格」を有するもの
23	航空機燃料用免税の揮発油	法第16条の3第1項又は法第16条の4第1項《航空機燃料用揮発油の免税》の規定により揮発油税を免除された又は免除されるべきことが明らかである揮発油	21	航空機燃料用免税の揮発油	法第16条の3第1項又は法第16条の4第1項《航空機燃料用揮発油の免税》の規定により揮発油税を免除された又は免除されるべきことが明らかである揮発油
24	特定用途免税の揮発油	租特法第89条の3第1項若しくは同法第89条の4第1項《特定用途免除》又は同法第90条第1項若しくは同法第90条の2第1項《みなし揮発油の特定用途免税》の規定により揮発油税を免除された又は免除されるべきことが明らかである揮発油	22	特定用途免税の揮発油	租特法第89条の3第1項若しくは同法第89条の4第1項《特定用途免除》又は同法第90条第1項若しくは同法第90条の2第1項《みなし揮発油の特定用途免税》の規定により揮発油税を免除された又は免除されるべきことが明らかである揮発油
25	石化免税の規定	租特法第89条の2第1項《石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税》の規定	23	石化免税の規定	租特法第89条の2第1項《石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税》の規定
26	掲名石化製品	石化免税の規定の適用を受けて製造された租特令第47条各号に掲げる石油化学製品(28に掲げる「特定石化製	24	掲名石化製品	石化免税の規定の適用を受けて製造された租特令第47条各号に掲げる石油化学製品(26に掲げる「特定石化製

改 正 後			改 正 前		
		品」を40に掲げる「指定用途」に消費して製造されたものを含む。)			品」を38に掲げる「指定用途」に消費して製造されたものを含む。)
27	原料免税石化製品	掲名石化製品のうち、租特令第47条第1号又は同条第9号から第11号までに掲げるもの	25	原料免税石化製品	掲名石化製品のうち、租特令第47条第1号又は同条第9号から第11号までに掲げるもの
28	特定石化製品	原料免税石化製品のうち、租特令第47条の4第1項《特定石化製品の範囲》に規定するもの	26	特定石化製品	原料免税石化製品のうち、租特令第47条の4第1項《特定石化製品の範囲》に規定するもの
29	石油化学製品	掲名石化製品及びその他の石油化学製品	27	石油化学製品	掲名石化製品及びその他の石油化学製品
30	BTX類	ベンゼール、シクロヘキサン、ノルマルヘキサン、トルオール、キシロール及びアルキルベンゼール	28	BTX類	ベンゼール、シクロヘキサン、ノルマルヘキサン、トルオール、キシロール及びアルキルベンゼール
31	保税地域	指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域	29	保税地域	指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域
32	内国貨物	法第4条《保税地域に該当する製造場》に規定する内国貨物	30	内国貨物	法第4条《保税地域に該当する製造場》に規定する内国貨物
33	製造場	揮発油の製造場(文脈により明らかに37に掲げる「特定石化製品の製造場」等と解されるものを除き、法第14条第6項その他の規定により揮発油の製造場とみなされた場所を含む。)	31	製造場	揮発油の製造場(文脈により明らかに35に掲げる「特定石化製品の製造場」等と解されるものを除き、法第14条第6項その他の規定により揮発油の製造場とみなされた場所を含む。)
34	製造者	揮発油の製造者(文脈により明らかに38に掲げる「特定石化製品の製造者」と解されるものを除き、法第14条第6項《製造者等とみなす場合》その他の規定により揮発油の製造者とみなされる者を含む。)	32	製造者	揮発油の製造者(文脈により明らかに36に掲げる「特定石化製品の製造者」と解されるものを除き、法第14条第6項《製造者等とみなす場合》その他の規定により揮発油の製造者とみなされる者を含む。)

改 正 後			改 正 前		
35	法定製造場	法第14条第6項その他の規定により製造場とみなされた場所(租特法第88条の6第1項に規定するみなし揮発油の製造場及び文脈により明らかに39に掲げる「特定石化製品の法定製造場」と解されるものを除く。)	33	法定製造場	法第14条第6項その他の規定により製造場とみなされた場所(租特法第88条の6第1項に規定するみなし揮発油の製造場及び文脈により明らかに37に掲げる「特定石化製品の法定製造場」と解されるものを除く。)
36	指定蔵置場	規則第1条第1号又は規則第2条第1号《未納税移出又は未納税引取を認める揮発油及び場所》の規定により、国税庁長官が指定した場所	34	指定蔵置場	規則第1条第1号又は規則第2条第1号《未納税移出又は未納税引取を認める揮発油及び場所》の規定により、国税庁長官が指定した場所
37	特定石化製品の製造場	特定石化製品の製造場及び39に掲げる特定石化製品の法定製造場	35	特定石化製品の製造場	特定石化製品の製造場及び37に掲げる特定石化製品の法定製造場
38	特定石化製品の製造者	特定石化製品の製造者及び租特法第89条の2第8項《法の準用》において準用する法第14条第6項の規定により特定石化製品の製造者とみなされる者	36	特定石化製品の製造者	特定石化製品の製造者及び租特法第89条の2第8項《法の準用》において準用する法第14条第6項の規定により特定石化製品の製造者とみなされる者
39	特定石化製品の法定製造場	租特法第89条の2第8項において準用する法第14条第6項の規定により特定石化製品の製造場とみなされた場所	37	特定石化製品の法定製造場	租特法第89条の2第8項において準用する法第14条第6項の規定により特定石化製品の製造場とみなされた場所
40	指定用途	租特令第47条の4第2項各号に掲げる特定石化製品の用途	38	指定用途	租特令第47条の4第2項各号に掲げる特定石化製品の用途
41	指定用途外消費	指定用途以外の用途に特定石化製品を消費する場合における当該消費	39	指定用途外消費	指定用途以外の用途に特定石化製品を消費する場合における当該消費
42	納税申告書	法第10条第1項《移出に係る揮発油についての課税標準及び税額の申告》の規定による申告書	40	納税申告書	法第10条第1項《移出に係る揮発油についての課税標準及び税額の申告》の規定による申告書
43	比重	温度4度の水を基準物質と	41	比重	温度4度の水を基準物質と

改 正 後			改 正 前		
		した温度15度における比重			した温度15度における比重
44	灯油の規格	引火点が温度30度以上で、かつ、初留点が温度140度以上の規格	42	灯油の規格	引火点が温度30度以上で、かつ、初留点が温度140度以上の規格
45	本土	沖縄県の区域以外の本邦の地域		(新設)	
第6章 沖縄県における特例			(新設)		
(沖縄消費用揮発油の軽減税率の適用)			(新設)		
<p>第105条 沖特法第80条第1項第3号《内国消費税等に関する特例》に規定する揮発油については、 <u>沖特令第74条第2項《揮発油税及び地方道路税の軽減等》の規定により揮発油税及び地方道路税の軽減税率が適用されることに留意する。</u></p> <p>2 前項の軽減税率の適用を受けないこととされる沖特令第74条第7項に規定する「<u>沖縄県の区域以外の本邦の地域へ移出する目的で揮発油の製造場又は保税地域から移出され、又は引き取られる揮発油</u>」とは、<u>移出又は引取りのときに、最終的に本土に移出され、又は引き取られることが明らかな揮発油をいい、本土に直接移出されるものはもとより、輸送その他の都合により、いったん沖縄県の区域内にある蔵置場に移入され、その後本土に移出されるものもこれに含まれる。</u></p> <p>3 同一の容器に収容されている揮発油のうち<u>沖縄県の区域内向けのもの</u>と本土向けのものがある場合、又は<u>沖縄県の区域内にある蔵置場において沖縄県の区域内向けのもの</u>と本土向けのものとの混合蔵置されることとなる場合は、<u>当該揮発油全体について沖縄県の区域内向けのものとし、そのうち本土向けのものについては、本土に向けての船舶又は航空機（以下「船舶等」という。）に積み込むときに沖特法第81条第1項の規定の適用を受けるものとして取り扱う。</u></p>					
(本土から沖縄への沖縄消費用揮発油の未納税移			(新設)		

改 正 後	改 正 前
<p>出)</p> <p>第106条 <u>沖特令第74条第2項《揮発油税及び地方道路税の軽減等》の規定の適用を受けるため、本土内にある製造場又は保税地域から沖縄県の区域内にある蔵置場に向けて移出され、又は引き取られる揮発油については、同条第8項の規定により、未納税移出又は未納税引取をすることができることに留意する。</u></p> <p>2 <u>前項の沖縄県の区域内にある蔵置場のうち、貯蔵タンクを設けるものについては、製造者又は元売業者から、次に掲げる事項を記載した届出書を沖縄国税事務所に提出させるものとする。</u></p> <p>(1) <u>住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2) <u>蔵置場の所在地又は名称</u></p> <p>(3) <u>蔵置場の業務内容の概要</u></p> <p>(4) <u>蔵置場の設備の概要及び揮発油の貯蔵能力</u></p> <p>(5) <u>揮発油の移入先</u></p> <p>3 <u>第1項の沖縄県の区域内にある蔵置場のうち、貯蔵タンクを設けないものについては、沖縄県の区域内における最初の移入場所である蔵置場に限るものとする。</u></p> <p>(沖縄の蔵置場への沖縄内からの未納税移出)</p>	
<p>第107条 <u>沖特令第74条第2項《揮発油税及び地方道路税の軽減等》の規定の適用を受けるため、沖縄県の区域内にある製造場から、前条第2項に規定する蔵置場に向けて揮発油を移出する場合には、法第14条第1項第4号《未納税移出》の規定による承認を与えるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項による承認を与える場合において、継続的に当該移出が行われるときは、1年以内の期間を指定して行う。</u></p> <p>(差額課税に係る納税申告)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>第108条 <u>沖特法第81条第1項の規定により、揮発油税及び地方道路税の軽減を受けた揮発油に課される揮発油税及び地方道路税は、当該揮発油</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>を沖縄県の区域内から本土に向けて移出する日（同条第3項ただし書の規定の適用がある場合には、<u>税務署長が納税申告書の提出期限として指定した日</u>）までに納付しなければならないのであるから留意する。</u></p> <p><u>（注）揮発油税及び地方道路税の納期限は、法第12条第1項《移出に係る揮発油についての揮発油税の期限後申告による納付等》により、納税申告書の提出期限内と定められている。</u></p> <p><u>2 沖特法第81条第3項ただし書きの承認は、沖縄県の区域内に事務所又は事業所を設けて揮発油の販売業を営む者のうち、資力及び信用が十分であると認められるものに限り与えるものとする。</u></p> <p><u>3 前項の承認を与える場合には、当該承認申請の理由及び揮発油を船舶等に積み込む期間等を勘案して、沖特法第81条第1項の規定により当該揮発油が製造場から移出したものとみなされた日から1月以内の適当と認めた日を納税申告書の提出期限として指定する。</u></p>	